

山口県私立学校設置認可等審査基準

私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校又は各種学校（以下「私立学校等」という。）の設置及び廃止の認可、課程又は学科の設置及び廃止の認可、収容定員に係る学（園）則の変更の認可及び設置者の変更の認可並びに高等学校の広域通信制課程の学則変更の認可については、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。）、法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）、法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）、幼稚園設置基準（昭和 31 年文部省令第 32 号）、小学校設置基準（平成 14 年文部科学省令第 14 号）、中学校設置基準（平成 14 年文部科学省令第 15 号）、高等学校設置基準（平成 16 年文部科学省令第 20 号）、高等学校通信教育規程（昭和 37 年文部省令第 32 号）、専修学校設置基準（昭和 51 年文部省令第 2 号）、各種学校規程（昭和 31 年文部省令第 31 号）、これらに関する通達及び法施行細則（平成 13 年山口県規則第 22 号）のほか、この審査基準の定めるところによる。

1 私立学校等の設置の認可

- (1) 私立学校等の位置は、教育上適切な環境に定めるとともに、既設の学校等の立地、地域の人口動向や学校教育の需要、他の法令及び計画との調和等を考慮の上、安定した生徒等の確保について十分な見通しが示されていなければいけない。
- (2) 高等学校通信教育規程第 11 条に基づき使用する施設については、面接指導及び試験のために使用することを基本とし、次のいずれも満たさなければならない。
 - ① 一つの施設ごとに、原則として 100 m²以上かつ生徒一人当たり 0.5 m²以上であること。
 - ② 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に規定する新耐震基準（建築基準法の改正施行（昭和 56 年 6 月 1 日）により規定された建築物の耐震基準）施行後に建築された建物であること、又は新耐震基準施行前の建物であって、耐震診断等を実施しており、新耐震基準を満たしていることが証明できる建物であること。
- (3) 私立学校等の校（園）地並びに施設及び設備については、「山口県学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」第 1 の 1 又は第 2 の 1 を準用する。
- (4) 私立学校等の経営に必要な財産については、「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」第 1 の 2 又は第 2 の 2 を準用する。
- (5) 申請者が従前設置する私立学校等については、「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」第 2 の 4 を準用する。

2 私立学校等の課程又は学科の設置並びに収容定員に係る学（園）則の変更の認可

- 1 (1) 及び (3) から (5) までを準用する。ただし、収容定員の増加を伴わない場合については、この限りではない。

3 高等学校の広域通信制課程及び収容定員に係る学則の変更の認可

- 1 (1) から (5) までを準用する。ただし、収容定員の増加を伴わない場合について

は、この限りではない。

4 私立学校等の設置者の変更の認可

- (1) 変更後の私立学校等は、従前の私立学校等と同一性を有すること。
- (2) 変更後の私立学校等に係るその他の事項については、1を準用する。

5 私立学校等の廃止並びにその課程及び学科の廃止の認可

- (1) 在籍する園児児童生徒及び教職員の処遇が適切に処置されていること。
- (2) 校（園）地並びに施設及び設備の処置が適切であること。
- (3) 指導要録等の関係書類の引継ぎが確実であること。

附 則

この基準は、令和3年11月26日から施行し、令和4年4月1日から適用する。